自然公園等制度の変遷

自然公園等事業等の予算（当初）の推移

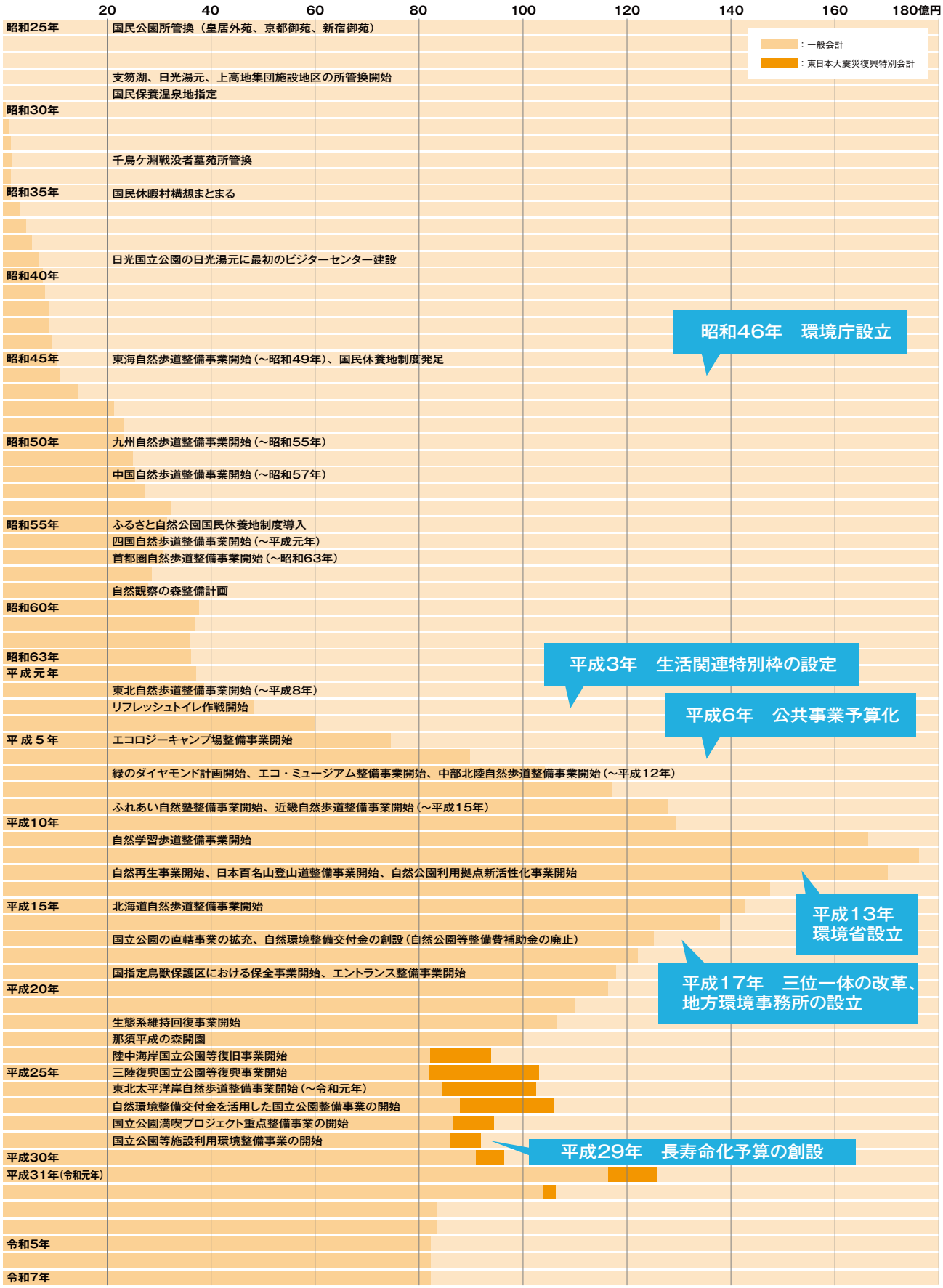

自然公園制度の沿革

昭和6年
国立公園法制定
- 美的見地による公園の指定、大風景の保護開発（観光による地域振興）

昭和9年～
国立公園指定
- 瀬戸内海、雲仙、霧島
- 阿寒、大雪山、日光、中部山岳、阿蘇

昭和11年
- 十和田、富士箱根、吉野熊野、大山

昭和24年
国立公園法改正
- 特別保護地区制度、国立公園に準ずる地域（国定公園）制度の創設

昭和32年
自然公園法制定
- 自然風景地の保護と利用
- 国立公園、国定公園、都道府県立自然公園制度（指定主体の明確化）

昭和40年
観光ブームを背景とした観光道路建設と、それに伴う自然破壊が問題化

自然公園における環境保全の強化を図る法令の改正等

昭和45年
- 海中公園制度の創設、清潔の保持、指定湖沼制度の創設

昭和48年
- 普通地域の規制強化、ゴルフ場を公園事業から削除

昭和49年
- 特別地域の地種区分を規定
- 自然保護憲章決定

昭和50年
- 国立公園内（普通地域を除く）における各種行為に関する審査指針策定

動植物に対する保護強化を図る改正

平成2年
- 動植物の殺傷及び損傷の制限、車馬乗入れ規制の創設

平成6年
- 自然公園等事業の公共事業予算化

平成7年
- 生物多様性国家戦略

地方分権への対応

平成12年
- 国立公園の許認可事務の直接執行化（管理主体の明確化）
- 審査基準の法令化

生物多様性の確保を図る改正

平成14年
- 新・生物多様性国家戦略
- 責務規定に「生物多様性の確保」を追加
- 利用調整地区、風景地保護協定、公園管理団体の創設
- 特別地域内の物の集積、指定動物の捕獲、指定区域への立入りを新たに規制

三位一体の改革に伴う自然公園整備における国と地方の役割分担の明確化

平成17年
- 国立公園の直轄事業の拡充
- 自然公園等整備費補助金の廃止
- 自然環境整備交付金の創設

外来生物への対応

平成18年
- 特別保護地区における動植物の放出を新たに規制

平成19年
- 第三次生物多様性国家戦略

平成20年
- 生物多様性基本法の制定により、国家戦略を法定化

生物多様性の確保の充実を図る改正

平成21年
- 目的規定に保護と利用による「生物多様性の確保」への寄与を追加
- 海域公園地区制度の創設
- 生態系維持回復事業制度の創設
- 特別地域等における動植物の放出等に係る規制の強化

平成22年
- 生物多様性国家戦略2010
- 生物多様性条約第10回締約国会議開催

平成24年
- 自然環境整備交付金の廃止（地域自主戦略交付金へ移行）
- 生物多様性国家戦略2012-2020

平成25年
- 自然環境整備交付金の創設（ 地域自主戦略交付金の廃止）

平成27年
- 自然環境整備交付金を活用した国立公園整備事業の開始

平成28年
- 国立公園満喫プロジェクトの開始

平成29年
- 国立公園等施設利用環境整備事業の開始

平成30年
- 防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策の実施（～令和2年）
- 国際観光旅客税の創設

令和3年
- 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の実施（～令和7年）

利用面の施設強化を図る改正

令和4年
- 自然体験活動促進計画制度の創設
- 利用拠点整備改善計画制度の創設
- 国立公園等の保全管理の充実